

## 審査の結果の要旨

氏名 佐藤智子

近代国民国家形成の過程で、学校制度との関わりで政策化され、国民(住民)の権利として保障されてきた社会教育が、終焉論の出現など、否定的状況に陥っている。その背景には、日本社会の構造的な変化、つまり権利保障をめぐる法的枠組みにおいて、公-私二分論で語られる構造から、国民が自立を促されて、住民として自治体行政により直接的に参画する構造へと転回したことが存在している。ここでは、自治の担い手である住民の育成は、基礎自治体の統治のあり方を問うものとなる。本論文の目的は、この担い手の育成にとって、社会教育が重要な役割を果たし得、それが住民によるシティズンシップの学習と深く結びついていることを示して、政策としての社会教育のあり方を検討することにある。

本論文の概要は以下の通りである。序章では、社会教育を国家の枠内で権利概念で説明することが、その公共性を担保し得なくなっていることが指摘される。この議論を受けて、第1章では、国家が後景に退く中、多元的なアクターの関与を想定するガバナンス論と市民的義務と責任を果たすシティズンシップ論の枠組みで社会教育を説明することの必要性と有効性が示される。第2章では、社会教育施策によって整備された教育機会が住民の資質や能力の向上に貢献してきたことを統計的に検証し、人々の政治的関心や社会参加の向上は、学校教育だけでなく、社会教育の成果でもあることが指摘される。第3章では、最近の基礎自治体における社会教育の動向を整理し、教育行政組織の再編が住民の学習成果を活用する仕組みを作り出し、参加型のガバナンスを形成し得ることが説かれる。第4章では、シティズンシップの獲得に資する学習支援者の役割や機能とその養成について事例が検討され、学校と地域の連携による教育実践の条件が分析される。第5章では、基礎自治体における青少年行政を例として、社会教育の再編による参加型ガバナンスの実現に向けて、行政組織がいかに自己改革することが必要なかが検討される。そして、終章では、社会教育がシティズンシップ教育の実践として、またシティズンシップの育成にとって重要であることが導かれる。

以上の検討から、次の結論が導かれる。第一に、シティズンシップは制度的・法的な権利付与としてのそれから生涯にわたる学習によって獲得されるそれへと移行すべきであり、学校教育のみでは限界があること。第二に、多様なアクターの参画によって教育行政が複雑に再編されており、それは公私二分論ではない共的な領域として市民を育成する社会教育を生成するものであること。第三に、学習支援者に社会的認証を与えるためにも、その育成を担う社会教育が重視される必要のあること。

本論文は、従来の国民国家における権利保障としての社会教育とシティズンシップから、住民自らが作り出し、獲得するものとしての社会教育とシティズンシップへの転換を示唆するものであり、独創的で学術的かつ実践的価値の高いものであるといえる。よって、本論文は博士(教育学)の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。